

中小企業等緊急経営応援事業費 (固定経費負担軽減事業) ご案内

京都府と京都商工会議所では、平成26年4月の消費税法改正を踏まえた小規模企業者の固定経費負担軽減に繋がる機器の導入や経営改善の取組を緊急支援する「中小企業等緊急経営応援事業費(固定経費負担軽減事業)」を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、みなさんが平成25年度に実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成26年1月6日(月)～平成26年1月31日(金)まで

※ 但し、補助金は予算の範囲で交付するため、予算に達し次第、締め切ります。

【申請書の提出先】

中小企業応援隊である京都商工会議所の経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

【申請要件】

京都商工会議所の中小企業応援隊員である経営支援員の支援を受けている
小規模企業者

【申請書提出先・問合せ先】

| 提出先 | 管轄行政区 | 所在地 | 電話番号 |
|------|-------------------------|------------------------------|--------------|
| 洛央支部 | 上京区、中京区、下京区、 東山区、山科区 | 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 1階 | 075-212-6460 |
| 洛南支部 | 南区、伏見区 | 京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階 | 075-611-7085 |
| 洛北支部 | 北区、左京区 | 京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階 | 075-701-0349 |
| 洛西支部 | 右京区、西京区 | 京都市右京区西院巽町13 西院くめマンション 1階 | 075-314-8771 |

京 都 商 工 会 議 所

1 京都市内に事業所(団体)等を有する下記の小規模企業者が対象です。

小規模企業者の定義

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|----------|------------|
| 製造業その他 | 従業員 20 人以下 |
| 商業・サービス業 | 従業員 5 人以下 |

2 平成26年1月6日から2月28日までの間に中小企業応援隊が伴走支援を実施する小規模企業者の固定経費軽減に繋がる機器の導入・経営改善の取組に繋がる工夫を凝らした取組(事業)を対象とします。

受付期間に係る事業実施期間の範囲

受付期間 平成 26 年 1 月 6 日～1 月 31 日

事業実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～2 月 28 日

実績報告書提出期間 事業終了から 5 日以内(厳守)

ただし、当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)は、対象外とします。

また、同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も対象外とします。

3 補助金の内容については次のとおりとします。

1 補助事業所当たり 上限 300,000円 (補助率2分の1以内)

(補助対象経費例)

- ・ポスレジスターシステムの導入経費
- ・食品保存用真空包装機の導入経費
- ・3D プリンターの導入経費
- ・デジタルインバーター制御内蔵の溶接機の導入経費 など

なお、単なる機器の導入・旧型機の新型機への入れ替え・買い換えや車両(二輪・四輪)の購入、買い換えなどは対象ではありません。

- ※ 補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。
- ※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。
- ※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください(必着)。

交付申請書等は、支援を受けている経営支援員にお申し出ください。

5 交付決定通知は、**申請内容を審査の上**、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に審査結果を通知いたします。

- ① 補助金は、予算の範囲内で交付するため、交付されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- ② 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払いとします。

6 実績報告書の提出について

- ① 取組(事業)終了後速やかに実績報告書を担当の経営支援員を通して京都商工会議所に提出してください。また、請求書、納品書、領収書等明細がわかる資料及び成果物や写真等が必要です。(その際、取組(事業)実績について経営支援員が確認させていただきます。)
- ② 京都商工会議所において実績報告書を受理後、取組(事業)及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。